

書名：ラクラクわかる！ビル管理試験 集中ゼミ(改訂2版)

発行：2023年5月23日 改訂2版第1刷発行

ISBN：978-4-274-23053-0

以下のとおり訂正して、お詫び申し上げます。

発生 刷数	頁数 位置	正誤内容	
		誤	正
1刷	P.6 [4] ②特定建築物	<p>②特定建築物：特定用途の延べ床面積が3000m²以上の建築物は、特定建築物です。ただし、学校の場合は、学校教育法第1条に該当する学校で、かつ、床面積が8000m²以上が特定建築物に該当します（幼稚園を含む）。</p> <p>この第1条に該当しない各種学校、研修施設などは、床面積が3000m²以上で特定建築物となります。</p> <p>特殊な例として、「幼保連携型認定こども園」は、「幼稚園と保育園が合体した施設」で、本来、「保育園」は学校ではありませんが、この施設そのものが学校として扱われています。</p>	<p>②特定建築物：特定用途の延べ床面積が3000m²以上の建築物は、特定建築物です。ただし、学校の場合は、学校教育法第1条（以下、第1条）に規定する学校とそれ以外の学校があります。両者は特定建築物か否かの判断基準となる床面積に違いがあるので注意しよう。</p> <p>●第1条に規定する学校（国公立、私立の学校、特別支援学校等）：床面積が8000m²以上で特定建築物</p> <p>●第1条に規定しない学校（各種学校、研修施設等）：床面積が3000m²以上で特定建築物</p> <p>●特殊な事例として、「幼保連携型認定こども園」があります。幼稚園と保育園が合体した施設で、学校と児童福祉施設両方の性格をもつものとして教育基本法第6条により認定された学校で、床面積が8000m²以上で特定建築物となります。</p>
1刷	P.98 下から8行目	～状態は絶対温度一定～	～状態は絶対湿度一定～
1刷	P.115表	出入口の密度の差 (r)	出入口の密度の差 (Δr)
1刷	P.115表	開口部の平方根 ($\sqrt{P_v}$) に比例	P_v の平方根 ($\sqrt{P_v}$) に比例
1刷	P.115表	開口部の平方根 ($\sqrt{\Delta C}$) に比例	ΔC の平方根 ($\sqrt{\Delta C}$) に比例
1刷	P.115表	r の平方根 ($\sqrt{\Delta r}$) に比例	Δr の平方根 ($\sqrt{\Delta r}$) に比例
1刷	P.151 図2	エンタルピー [kJ/kg]	比エンタルピー [kJ/kg]
1刷	P.180 下から1行目	AHPT 吸光光度分析計	AHMT 吸光光度分析計
1刷	P.182表 No.1 測定法	GS-MS法	GC-MS法
1刷	P.185 [3] ④氷蓄熱用不凍液配管	10℃～-5℃	-10℃～-5℃
1刷	P.192 下から12行目	～純音の音圧を「phon～	～純音の音圧レベルを「phon～

1 刷	P.206 学習のポイント 3 行目	～延べ面積 5000m ² を超える建築物～	～延べ面積 300m ² を超える建築物～
1 刷	P.320 [1] 6 行目	40℃以下	40℃未満
1 刷	P.376 [2] ②破砕機	<p>②破砕機：主として、ビン、缶、プラスチックの破砕に用いられます。</p> <p>注) 缶類やプラスチック類の中間処理は、製品の品質や形態によって異なり、①、②のように圧縮または破砕で処理されます。ペットボトルの例：容器は圧縮、キャップは破砕。</p>	<p>②破砕機、粉碎機：両者はともに廃棄物を砕くという目的では同じですが、砕いた後の大きさに違いがあります。廃材やがれき、金属類等を運搬しやすい大きさに砕く場合は破砕機が適しています。一方、プラスチック類やビン類などをリサイクルする場合は、細かく砕いておく必要があり、その場合は粉碎機が適しています。</p> <p>※ 注) は削除</p>
1 刷	P.431 中列	色濃度	色温度
1 刷	P.431 右列	屋外日案階段	屋外避難階段